

保存年限区分	令和元年度前期いじめ対策総点検 評価表
1・3・5・10・水・()	
公開・非公開区分	
学校名	龍栄高等学校
訪問日時	令和元年 7月 5日 (金) 8時35分～10時05分
訪問者	関口副参事、久保副参事
対応者	校長 井教頭、推薦教諭 (生徒指導主事)

評価項目	評価基準	評価基準		評価
		A	B	
1 学校の組織力の強化	(1) いじめ防止基本方針のマニユアルの自校化が図られている	A	自校化され、既に運用されている	A
		B	自校化に向け、案を作成している	
		C	自校化案の着手がされていない	
	(2) 校長のマネジメントの下、いじめ対策推進教員が有効に機能している	A	推進教員が情報を集約し、校長の指示の下すぐに校内委員会（少人数の打ち合わせ含む）が開催されている	A
		B	推進教員が情報を集約しているが、校内委員会（少人数の打ち合わせ含む）の開催に時間が掛かっている。	
		C	以下のような状態にある。 推進教員に情報が上がらない状態。 校長が推進教員に任せ放しの状態。 校内委員会が開催されない状態。	
	(3) 生徒アンケートは、すぐに承認し、急を要するものは迅速に対応されている	A	推進教員が情報を集約し、校長の指示の下すぐに校内委員会（少人数の打ち合わせ含む）が開催されている	A
		B	推進教員が情報を集約しているが、校内委員会（少人数の打ち合わせ含む）の開催に時間が掛かっている。	
		C	以下のような状態にある。 推進教員に情報が上がらない状態。 校長が推進教員に任せ放しの状態。 校内委員会が開催されない状態。	
2 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	(1) いじめ対応に関する校内研修を年2回以上、実施する。	A	校内研修の実施時期、内容が決まっている。	A
		B	校内研修の実施する内容、時期いずれかが未定の状態	
		C	・校内研修の実施する内容、時期いずれかが未定の状態 ・内容がいじめから離れているなど不適当なものが予定されている	
	(2) 教員がいじめ防止対策推進法を理解している	A	8割以上の教員が2条、23条、28条の内容と条文を理解している。	A
		B	8割以上の教員が2条、23条、28条の内容をしっかりと理解している。	
		C	2条、23条、28条の内容を理解している教員が8割以下	
	(3) 法の定義、県の基本方針に沿っていじめを認知している	A	全ての案件について適切にいじめと認知している。	A
		C	いじり、けんかと判断したり、いじめと思われる行為があるが、被害生徒がいじめと感じていないとしていじめを認知しなかった事案がある。	
	3 相談しやすい体制	(1) いじめに関するアンケートについて、書きやすい工夫がされている	A	持ち帰らせ書かせ、匿名のアンケートも定期的に行っている
B			持ち帰らせ書かせる、匿名のアンケートを行うなど、何かしら生徒が書きやすい工夫を行っている	
C			アンケートは行っているが、全て記名式でその場で記入の上、回収しか行っていない	
(2) 定期的な教育相談が行われ、生徒の悩みを把握する機会を設けている		A	学級担任以外、生徒が希望する教職員と相談できる仕組みが構築されている。	A
		B	アンケート結果等をふまえ、学級担任を中心に定期的な相談を実施している。	
		C	面談は実施しているが、進路や学習に関する相談のみで生活に関する相談が実施されていない。	
(3) 生徒にSCを紹介したり、県の相談窓口（電話、メール、SNSなど）の周知に努めている。		A	全校集会等でSCを紹介し、10プリント等の配付時には、担任等から一言周知を行っている。	A
		B	A評価に対して片方のみしている。	
		C	SCの紹介（面通しする）をしておらず、プリントも配付するだけで、周知等はしていない。	



令和元年度 前期いじめ対策総点検 評価表

4	保護者との連携	(1)	校内いじめ対策や相談について、保護者に増加している。	A	学校基本方針をホームページに掲載したり、配付をするともに、PTA総会など保護者が集まる際に、その説明をしている。	A
				B	学校基本方針をホームページに掲載したり、配付をするなどして周知に努めている。 (HPのみでも可とする)	
				C	学校基本方針がホームページに掲載されていない	
	(2)	いじめ認知時には被害加害双方の保護者に連絡を入れ、連携を図っている	A	被害保護者のみでなく、加害への連絡や対応を拒む保護者を説き、全て保護者に連絡をした。	A	
			B	被害保護者には全て連絡をした（虐待等特別な事情を除く）が、被害生徒の要望等で加害生徒に連絡をしないことがあった。		
			C	被害保護者からの要望が無いのに、加害保護者に連絡しないことがあった。 虐待等特別な事情がないのに、被害保護者に連絡しないことがあった。（Bの×）		
5	未然防止	(1)	いじめの未然防止に向けて、各校独自の取組を実施する。	A	評価日の他に、生徒主体の取組や、いじめ防止に特化した取組が実行、計画されている	A
				B	例年通り行っている取組（SWS講座）などに、いじめの視点を組み入れて実施する計画がされている。	
				C	いじめに関連する取組の計画がされていない。	